

京都市結核接触者健康診断実施要綱

(本事業の目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づき、結核に罹っていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、結核接触者健康診断（以下「健診」という。）を行い、結核のまん延防止を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、保健所とする。

(対 象)

第3条 本事業の対象者は、結核に罹っていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。

(実施機関)

第4条 本事業の実施機関は、各区役所・支所とする。

ただし、以下の者については本市が指定する医療機関で健診を実施する。

- (1) 小学生以下の小児
- (2) 区役所・支所で健診実施日に受診できない者

(実施方法)

第5条 本事業の実施方法は次の各号に掲げるものとする。

(1) 対象者及び実施内容、時期の決定

各区役所・支所は、結核検討会を開催し、患者の病歴、積極的疫学調査に基づいて、健診が必要な対象者及び実施時期等を決定する。

ただし、他機関で実施した健康診断や医療機関受診等で健康状態が把握されている者については、重複して健診を実施しない。

(2) 区外の対象者及び対象集団の健診依頼

各区役所・支所は、対象集団（企業・学校・施設等）の所在地が市外の場合は管轄保健所、市内の他区については管轄区支所に健診を依頼する。

(3) 感染拡大防止検討会の開催

初発患者を除き感染者が12名以上となった場合や、複数の区役所・支所において連携した健診及び感染拡大防止対応が必要な場合に、別に定める結核接触者健康診断実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）に沿って感染拡大防止検討会を開催することとする。

(4) 集団感染対策委員会の設置

保健所は、感染拡大防止検討会での対策後も感染者数が増える場合や、集団感染の定義に定められた条件を満たす可能性が生じた場合に、別に定めるマニュアルに沿って集団感染対策委員会を設置することとする。

2 勧告及び措置

保健所長は、健診の実施に当たっては、第3条の対象者又はその保護者に対して、書面により勧告を行う。勧告書により通知したにもかかわらず受診しない者については、再度勧告を行うなど受診のための必要な措置を講じる。

保健所長は、勧告に従わない者に対して措置を行うことができる。

3 健診内容

本事業の健診内容は、胸部エックス線検査、I G R A検査、ツベルクリン反応検査、その他必要な検査とし、マニュアルに基づき実施する。

(事後の処理)

第6条 健診実施の結果、結核の感染又は発病を疑う所見のある者に対して、医療機関受診を勧奨する。必要に応じて、紹介状の発行、胸部エックス線撮影画像データの提供を行う。また、所見のなかった者に対しては、原則として口頭で結果を伝える。

(記録及び報告)

第7条 各区役所・支所は、健診終了後、健診結果を結核接触者健康診断票に入力するとともに、マニュアルに基づき医療衛生企画課へ報告する。

(施行期日)

第8条 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

(関係要領の廃止)

この要綱の施行に伴い、結核定期外検診実施要領を廃止する。

(附則)

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 9月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。